

健幸づくり条例（案）新旧対照表

新	旧
生涯にわたって健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。<u>岩倉市は、「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像に掲げ、市民が主体となったまちづくりを進めています。</u>平成30年には、<u>健やかで幸せに暮らすことができる地域社会を実現するため、「健幸都市いわくら」を宣言し、<u>健幸づくり</u>を推進しています。</u> <u>私たちのまち岩倉は、大都市近郊に位置し、交通の利便性が高く、また、五条川の桜並木に代表される身近な自然に恵まれた暮らしやすいまちです。さらに、コンパクトなまちならではの顔が見える地域交流や社会参加による人と人とのつながりやきずなが、市民主体の活動や協働によるまちづくりを推進する原動力となっています。</u> 近年、超高齢化の進行や疾病構造の変化など、社会環境が大きく変わり、生活習慣病の発症や介護を必要とする人が増加しています。また、ライフスタイルや価値観の多様化により健康に対する意識も変化している<u>中、健康寿命を延ばし生活の質を高めることが求められています。</u> このような状況において、健康はもとより、文化やスポーツをはじめ<u>生きがいづくりにつながる地域活動を通し、人と人、人と地域とのつながりを大切にし、健康で幸せに暮らしていくための取組である健幸づくりを進めていく必要があります。</u> <u>そこで、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健幸づくりを行うことに加え、個人の健幸づくりを支える環境の整備に社会全体で取り組み、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者がそれぞれの役割を果たすことにより、「健幸都市いわくら」を実現するため、ここに岩倉市健幸づくり条例を制定します。</u> （目的） 第1条 この条例は、<u>健幸づくり</u>の基本理念を定め、並びに市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、<u>健幸づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、「健幸都市いわくら」の実現に寄与することを目的とします。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。	生涯にわたって健やかに自分らしく幸せに暮らし続けることは、市民にとって共通の願いです。<u>本市は、「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像に掲げ、市民が主体となったまちづくりを推し進めており、平成30年には、健やかで幸せに暮らすことができる地域社会を実現するため、「健幸都市いわくら」を宣言し、<u>健幸づくり</u>を推進しています。</u> <u>わたしたちのまち岩倉は、都市近郊に位置し、利便性が高い都市空間と、五条川の桜並木に代表される豊かな自然に恵まれた暮らしやすいまちです。また、様々な分野で、市民主体の活動や協働によるまちづくりが進められており、コンパクトなまちならではの、顔が見える地域交流や社会参加による人と人とのつながりや絆が、本市のまちづくりを推進する原動力となっています。</u> 近年、超高齢化の進行や疾病構造の変化など、社会環境が大きく変わり、生活習慣病の発症や介護を必要とする人が増加しています。また、ライフスタイルや価値観の多様化により、<u>健康に対する意識も変化しています。</u> このような状況において、健康はもとより、文化やスポーツ<u>などをはじめ様々な活動や、活動を通して得られる人と人、人と地域とのつながりを重視し、健康で幸せに暮らすための取組を進めていく必要があります。</u> <u>そのためには、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に「健幸づくり」を行うことに加え、個人の「健幸づくり」を支える環境の整備に社会全体で取り組み、市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の協働により「健幸づくり」を推進していくことが重要です。</u> <u>このような認識のもと、「健幸づくり」に関わる人々がそれぞれの役割を果たすことにより、「健幸都市いわくら」を実現するため、ここに岩倉市健幸づくり条例を制定します。</u> （目的） 第1条 この条例は、<u>「健幸づくり」</u>の基本理念を定め、並びに市、市民、地域団体、市民活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、<u>「健幸づくり」に関する施策の基本となる事項を定めることにより、「健幸都市いわくら」の実現に寄与することを目的とします。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

新	旧
(1) 健幸づくり 生涯にわたり心身ともに健やかで、自分らしく<u>生き生き</u>と幸せに暮らすための取組をいいます。 (歯と口腔^{くわう}の健康を通じて健幸づくりを推進する施策) 第12条 市は、歯と口腔^{くわう}の健康を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) う蝕^{しよく}（むし歯）及び歯周病の予防、<u>口腔機能の維持及び向上</u>その他の歯科<u>口腔</u>保健に係る知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 歯科健康診査及び歯科保健指導に関すること。 (3) 歯科<u>口腔</u>保健の観点からの生活習慣病予防等に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と<u>口腔</u>の健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策 (健幸づくりを社会全体で推進する施策) 第16条 市は、健幸づくりを社会全体で推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (2) 人との<u>きずな</u>を感じる居場所づくり及び生きがいにつながる地域活動の推進に関すること。 (<u>岩倉市</u>健幸づくり推進委員会への意見聴取) 第17条 市は、この条例に基づく健幸づくりを推進する施策を行うときは、必要に応じ岩倉市健幸づくり推進委員会条例(平成31年岩倉市条例第1号)に基づき設置される岩倉市健幸づくり推進委員会に意見を聴くことができるものとします。 附 則 この条例は、令和2年4月1日から<u>施行する</u>。	(1) 健幸づくり 生涯にわたり心身ともに健やかで、自分らしく<u>いきいき</u>と幸せに暮らすための取組をいいます。 (歯と口腔^{くわう}の健康を通じて健幸づくりを推進する施策) 第12条 市は、歯と口腔^{くわう}の健康を通じて健幸づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (1) う蝕^{しよく}（むし歯）及び歯周病の予防、<u>口腔機能の維持、向上</u>等その他の歯科<u>口腔</u>保健に係る知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 歯科健康診査及び歯科保健指導に関すること。 (3) 歯科<u>口腔</u>保健の観点からの生活習慣病予防等に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と<u>口腔</u>の健康を通じて健幸づくりを推進するために必要な施策 (健幸づくりを社会全体で推進する施策) 第16条 市は、健幸づくりを社会全体で推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。 (2) 人との<u>絆</u>を感じる居場所づくり及び生きがいにつながる地域活動の推進に関すること。 (健幸づくり推進委員会への意見聴取) 第17条 市は、この条例に基づく健幸づくりを推進する施策を行うときは、必要に応じ岩倉市健幸づくり推進委員会条例(平成31年岩倉市条例第1号)に基づき設置される岩倉市健幸づくり推進委員会に意見を聴くことができるものとします。 附 則 この条例は、令和2年4月1日から<u>施行します</u>。